

公 告

公募型プロポーザルに係る提案資料の公募について

標記について下記により提案資料を公募します。

令和8年1月9日

金沢市長 村山 順
(公印省略)

1 対象業務

- (1) 業務名 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託
- (2) 業務期間 施設供用開始から令和9年3月31日
- (3) 業務概要
- ①表現活動を通した子どもの情操を培うための教育を推進する事業の企画、実施（保育者、保護者との連携を含む）
 - ②遊びに必要な素材の収集及び管理
 - ③ワークショップの企画・実施
 - ④SNS等を活用した広報業務
 - ⑤情操教育の推進を目指したモデル環境の提示
 - ⑥幼児教育センター主催の研修会実施に伴う業務補助
 - ⑦関係機関との連携
 - ⑧業務の企画運営に関する報告書の作成及び提出
 - ⑨その他

2 応募資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

ア 令和2年4月1日以降に、幼児等を対象とした創作活動を支援する業務を1年以上履行した実績を有すること。

イ 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当しないこと。

(i) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

(ii) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ウ 本プロポーザルの参加表明書の提出日までに納期限の到来した市税及び提出日の1か月前までに納期限の到来した国税（所得税又は法人税及び消費税等）を完納していること。

エ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力

団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。

オ 参加表明書の提出日から本業務の実施者が特定されるまでの間、金沢市入札参加資格者指停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(2) 応募資格の制限

次に該当する者は、2(1)の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託業者選定委員会委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

3 提出書類及び提出期限

(1) 参加表明書

部数 1部

提出期限 令和8年1月20日（火）午後5時45分

(2) 企画提案書等

部数 正本1部 副本10部

提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時45分

4 実施要領等の交付

「金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託公募型プロポーザル実施要領」「金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託仕様書」、「提出書類様式」及び参考資料として金沢市こどもアート工房みたに条例、施設図を公表します。

金沢市公式ホームページ【「いいね金沢」－組織から探す－幼児教育センター－業務案内－入札情報－金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について】からダウンロードできます。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/yojikyoikucenter/gyomuannai/nyusatsuoho/index.html>

5 実施者の特定

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により、金沢市こどもアート工房みたに企画運営業務委託業者選定委員会の委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書の提出者を、本業務の実施者として特定します。

6 問い合わせ先

この公告及び詳細に関する問い合わせ先は次のとおりです。

金沢市こども未来局幼児教育センター

電話 (076) 243-1018

FAX (076) 243-1100

電子メールアドレス youji@city.kanazawa.lg.jp